

「自転車安全利用五則」を守りましょう

(令和4年11月1日 中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

1

車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

原則として車道の左側を通行しましょう。
歩道は歩行者が優先です。すぐに停止できる速度で通行しましょう。



2

交差点では信号と一時停止 を守って、安全確認

自転車も信号を守りましょう。一時停止標識のある場所
では必ず止まって左右の安全確認をしましょう。



3

夜間はライトを点灯

夜間は、進路前方の安全を確認するため、また他の車や
歩行者に通行していることを知らせるため、必ずライト
を点灯しましょう。



4

飲酒運転は禁止

自転車は車両です。お酒を飲んで運転することは禁止
されています。



5

ヘルメットを着用

事故による被害を軽減させるため、自転車に乗車する
場合は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めましょう。



浜松東警察署